

J-クレジット制度を活用して再エネの推進に取り組む事業者の 募集要領

1 公募目的

脱炭素社会の実現に向け、J-クレジット制度を活用して太陽光発電等の再生可能エネルギーの地産地消や、その環境価値の地域循環の推進に取り組む民間事業者（以下「J-クレジット制度活用事業者」という。）を本市が登録し、市民による同取組への参画を促すことを目的として、本市ホームページでの周知等を希望するJ-クレジット制度活用事業者を募集する。

2 募集対象者

J-クレジット制度を活用した太陽光発電等の再生可能エネルギーの地産地消や、その環境価値の地域循環の推進に取り組むJ-クレジット制度活用事業者で、本市によるホームページ等での周知を希望する者。

3 応募資格

応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たす企業又は団体とする。

- (1) J-クレジット制度に基づき、再生可能エネルギーの導入や利用（自家消費を含む）による温室効果ガス排出削減量の創出、認証及び活用（売却等）に係るプロジェクトを実施している、又は実施する見込みがあること。
- (2) (1)のプロジェクトにおいて、本市内の再生可能エネルギー設備（主として自家消費型設備）において創出される環境価値を取りまとめ、クレジット化する取組が含まれていること。
- (3) (1)のプロジェクトにおいて、市民又は市内事業者が任意にプロジェクトに参加できる仕組みを有していること。
- (4) (1)のプロジェクトにおいて、プロジェクト参加者に対する還元又は地域貢献の仕組みを有していること。
- (5) 関係法令を遵守し、個人情報の適切な管理体制を有していること。
- (6) 事業を継続的かつ安定的に実施できる財務的基盤を有していること。
- (7) 本市との連携に当たり、誠実に対応する意思を有していること。
- (8) 租税公課の滞納がないこと。
- (9) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (10) その他関係法令等に違反する重大な事実がないこと又は社会通念上、登録にふさわしくないと判断される事由がないこと。

4 募集者数

制限なし（随時募集とする。）

5 募集方法

(1) 募集の周知方法

本市ホームページにおいて周知する。

(2) 応募に伴う提出書類

次の書類を郵送又は電子メールにより提出すること。

なお、提出書類は返却しない。

ア 応募申請書（様式1）

イ 実施中又は実施予定のプロジェクトの詳細（J-クレジット化する環境価値の内容、会員の募集方法、J-クレジットの活用方法、会員への還元や地域貢献の内容、会員数（実施中の場合）など）

ウ 取組内容の紹介文（PRポイント等）及びホームページURL

エ 企業又は団体の概要

オ その他本市が必要と認める書類

(3) 募集期間

令和8年6月16日以降、随時受け付けるものとする。

6 選考方法等

(1) 選考方法

提出書類に基づき、3に掲げる応募資格を満たしているかを確認し、必要に応じて電話又は電子メールによる問合せを行う。

なお、応募者が、本市ホームページでの周知に留まらず、本市と個別にその他の連携を希望する場合、同連携の可否について、本市と応募者で協議の上、判断する。

(2) 応募者への通知

選考結果は、文書により応募者へ通知する。

7 公表

J-クレジット制度活用事業者として登録し、本市ホームページ等において事業者名やプロジェクトの内容等を掲載する。

8 留意事項

- (1) J-クレジット制度活用事業者について、本市がその事業内容を保証するものではない。
- (2) J-クレジット制度活用事業者が実施する事業に関して生じたトラブル等について、本市は責任を負わない。
- (3) 虚偽の申請その他不適切な行為が認められた場合は、J-クレジット制度活用事業者としての登録を取り消すことがある。

附 則

この要領は、令和8年6月16日から施行する。